

(検査マニュアルの目的)

この検査マニュアルは、製品安全協会の定める「家庭園芸用噴霧器の認定基準及び基準確認方法」に基づき、協会が家庭園芸用噴霧器に対するSGマークの認定を行う際の試験方法の解釈等を定めたものである。

2. 適用範囲

- (イ) 「人力蓄圧式」とは、人力により手動式の加圧ポンプを往復操作することで、空気圧により薬液タンクに圧力を加えるものをいい、半自動式や即圧式は含まないこととする。
- (ロ) 「薬液タンク部分の材料がプラスチック製」とは、薬液タンクの圧力が加わる部分の材質がプラスチック製のものをいうこととする。
- (ハ) 「家庭園芸用噴霧器」とは、一般家庭で栽培する樹木に農薬等の薬剤を散布（噴霧）することを目的とした噴霧器をいい、使用する農薬は一般家庭で入手できる農薬取締法に定める農薬のうち「普通物」とする。

3. 形式分類

握り部の全幅が100mm を超えるもの、又は規定量が2 ℓを超えるものはB形とする。

5. 安全性品質について

5.1. (1) 認定基準

「ばり、とがり、割れ、傷、変形等」には、手足を傷つける恐れのあるもの、著しく強度を低下させるものなどを指すこととする。

5.1. (2) 認定基準

- (イ) 「圧力の加わる箇所」とは、薬液タンク、ホース、手元コック、ノズル、噴口等をいう。
- (ロ) 「取付ねじ等」とは、キャップ、加圧ポンプ取付け部、投入口取付け部、安全弁又は圧力調整弁取付け部、排出口取付け部、手元コック取り付け部、ノズル取り付け部、噴口取り付け部のねじ等をいう。

5.1. (2) 基準確認方法

- (イ) 「締付けが良好」とは、操作又は外した後、再び取り付けるとき、緩みや斜め締めにならない状態をいうこととする。

### 5.1.(3) 認定基準

- (4) 「T字形の握り部」とは、図1(2)に示すように使用者が握り部を握ったとき使用者の手指等が他の箇所と比較して最も近くなるものをいう。

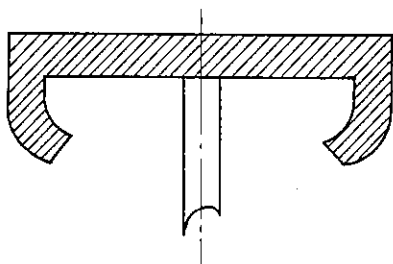


図1(1) T字形と見なさない例

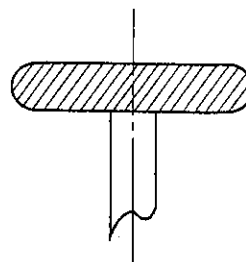


図1(2) T字形と見なす例

- (4) 「最も圧縮したとき」とは、通常の使用状態で加圧ポンプを最も押し込んだ状態をいう。ただし、加圧ポンプにスプリングが取り付けられているものにあつてはスプリングが最も圧縮した状態をいうこととする。

- (4) 「手指等を挟まない構造」とは、最も圧縮したときに手又は指が強く本体に接触しない構造をいう。

### 5.2. 認定基準

- (4) 「各部」には、薬液タンク以外の箇所も含むものとする。

- (4) 「ひび割れ等の破損」には破裂、著しい膨張・変形及び目視によって発見されないクラックをいう。

### 5.2. 基準確認方法

- (4) 「ノニルフェノオキシポリエタノール又はそれに準じるもの」とはIgepal Co-630を標準品とする。

なお、これに相当する商品としては付表のとおりである。

- (4) 「密閉する」とは、通常の使用において閉め込まれた状態をいうこととする。

### 5.3.(1) 認定基準

「変形及び使用上支障のある異状」とは、握り部にあつては割れ、欠け、著しい曲がり、外れ、突き抜け等、シャフトにあつては座屈、著しい曲がり、著しい伸び、折れ等、加圧ポンプにあつて

は外れをいうこととする。

### 5.3.(1) 基準確認方法

(イ) 「最も引き出して固定」とは、最も引き出した状態でシャフトと本体境界部を適当な治具を用いて固定し、試験を実施した際に押し込まれないようにする方法をいうこととする。

(ロ) 「目視等」には、加圧操作することも含むものとする。

(ハ) 「T字形握り部」とは、図2(2)に示すように握り部の長さ方向に対してシャフトが中央部に取り付けられたものをいうこととする。

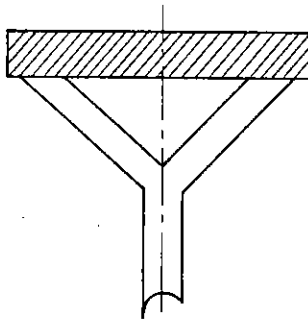


図2(1) T字形と見なさない例

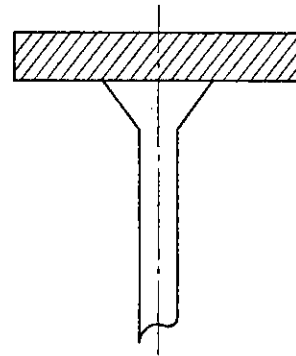


図2(2) T字形と見なす例

(ニ) 当て板は、荷重を加えた際に破壊、著しい変形、座屈等をしないものを使用すること。

### 5.3.(2) 認定基準

「金具等」には、本体の取付け部（一体成型を含む。）も含むものとする。

### 5.3.(2) 基準確認方法

(イ) 「本体を固定」とは、噴霧器タンクを伸びの少ないロープ等で床面などに固定することをいう。

(ロ) 「肩ダミー」とは、肩掛けベルトの幅方向に対し滑りにくく、かつ、鋭利な箇所のない円柱状のものをいう。

### 5.3.(3) 認定基準

(イ) 「変形」には、軽く押して元に戻る程度のへこみ等は含まないこととする。

(ロ) 「破損」には、噴霧器の機能に影響しない付帯部分の破損は含まない。

### 5.3.(3) 基準確認方法

(イ) 「広葉樹板」には、ラワン等の合板を含むものとする。

(ロ) 「目視等」には、加圧操作することも含むものとする。

#### 5.3.(4) 認定基準

「変形」には、軽く押して元に戻る程度のへこみ等は含まないこととする。

#### 5.3.(4) 基準確認方法

(イ) 「噴口を密封」とは、噴口先端にゴム片等を詰めて圧力がかかった際に先端からの水漏れのない状態をいうこととする。

(ロ) 「試験圧力を水圧によって加え」とは、安全弁又は圧力調整弁のあるものにあつては、安全弁又は圧力調整弁の取付け部、安全弁又は圧力調整弁のないものにあつては、加圧ポンプ取付け部等から水圧を加えることをいう。

(ハ) 「加圧ポンプのシリンダの径」とは、加圧ポンプのシリンダの有効内径をいう。

#### 5.4 認定基準

(イ) 圧力計の取付け箇所はタンクになるべく近い位置とし、タンクと圧力計の間のホース類は伸びなどが無い素材を使用することとする。

#### 5.4.(1) 基準確認方法

「吹き始めの圧力」とは、徐々に加えた圧力が安全弁又は圧力調整弁の作動によって急激に低下する時点の圧力をいうこととする。

#### 5.4.(2) 基準確認方法

(イ) 「水が噴出ししない」とは、安全弁又は圧力調整弁が作動（吹いた）した際、気体が著しく湿気を帯びていない状態をいうこととする。

(ロ) 「使用者に直接かからない構造」とは、安全弁又は圧力調整弁と使用者の間に噴出した気体から防護する構造物を有するものをいうこととする。

#### 6.1 認定基準

(イ) 「規定量及び規定圧力」とは、4.用語の定義に示すものをいう。

(ロ) 「農薬」とは、農薬取締法で定めるもののうち、普通物のものをいう。ただし、普通物であっても使用できないものは申請者の判断で表示すること。

付表

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ・エマルゲン909又は910   | ・バルー3710       |
| ・ニューコール565B      | ・シュネルSBヘイリーコンク |
| ・ノニオライトPN7H      | ・エマロックスNX-1000 |
| ・ニッコールNP950      | ・ニューロンNP-50    |
| ・グラウノンN-509      |                |
| ・イノゲンEA-120      |                |
| ・ニッサンノニオンNS-210P |                |
| ・ペレテックス1225      |                |
| ・ポリノックスNCI       |                |
| ・ノニポール95         |                |